旅行会社と連携した情報発信および周遊旅行商品の造成に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

旅行会社と連携し、情報発信および北陸三県を周遊する旅行を企画することで、観光客が落ち込む冬季の誘客を図る。

あわせて、北陸が旅行の目的地として定着するよう、今年度を含め3年程度の継続的な展開を視野に入れながら、コアな北陸ファンづくりやリピーター増加を図る。ただし、委託契約は令和8年度以降を確約するものではない。

2 委託業務の概要等

(1) 委託業務名 旅行会社と連携した情報発信および周遊旅行商品の造成事業実施業務

(2)業務内容 別紙「旅行会社と連携した情報発信および周遊旅行商品の造成事業

委託仕様書| のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)

(4) 契約金額の上限 8,000千円(消費税及び地方消費税額を含む)

※上記予算額は契約時の予定額を示すものではありません

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1)福井県、石川県、富山県(以下、北陸三県という)のいずれかの財務規則に定める競争入札 参加資格を有すること
- (2) 募集開始日から企画提案書提出日までに、北陸三県の競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16 年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (6) 国税および地方税を滞納していない者であること

4 スケジュール

書面審査 令和7年12月中旬

5 手続等

(1) 事務局

福井県交流文化部誘客推進課 夏梅

電 話 0776-20-0762

メール t-natsuume-av@pref.fukui.lg.jp

(2) 参加申込み

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、いずれかの県の入札参加資格通知書の写しを添付の上、参加申込書(様式第 1 号)を令和7年12月1日17時15分までに提出してください。

受審資格の認定を令和7年12月4日までに行い、書面により申込者に通知します。

(3) 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書(様式第2号)を令和7年11月25日17時15分までに提出してください。電話および口頭による質問は受け付けません。

(4) 企画提案書

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、次の①~④の資料を令和7年12月8日 12時00分までに提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

①企画提案書(表紙に様式第3号を付すこと)

審査基準および仕様書を参照のうえ、企画提案内容を詳細に記載すること

②経費見積書

企画内容に即してできるだけ詳細に記載すること

- ※見積額(税込)が2(4)を超える場合は失格とする
- ③業務実施体制報告書(任意様式)

会社概要、及び責任者氏名、職務経歴、人員配置並びに実施体制など、業務の一部を外注する場合はその内容も含めて記載してください

④業務実績(様式第4号)

官公庁及び民間等の主な受注実績(特に観光関係)

主な事例を2~3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付してもよい

※全て PDF ファイルで、URLがある場合はリンクが壊れていないか確認の上、提出すること

6 委託候補者の選定方法

提出された企画書等の書類の内容を書面審査し、以下の審査基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とします。

ただし、2 (4)を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

審査項目	審査内容	配点
1	・目的、事業の趣旨を正しく理解し企画提案しているか。 ※事業目的 旅行会社と連携し、情報発信および北陸三県を周遊する旅行を企画することで、 観光客が落ち込む冬季の誘客を図るとともに、コアな北陸ファンづくりやリピー ターを増やす。	10
2	 ・高い効果が見込める情報発信の内容となっているか。 ▶仕様書1 (1) の場合、北陸ならではの講座か、講座のテーマは適当か、発行部数や閲覧者が多い媒体か ▶仕様書1 (3) の場合、既存の講座と北陸の観光素材の組み合わせは適当か、実施結果の発信方法は適当か 	20
3	・旅行商品について、旅行実施回数、参加人数は多いか。	20
4	・北陸の知見を高める旅行内容となっているか。	20
5	・仕様書に記載のない新たな提案があるか。	10
6	・継続的な展開も視野に入れた事業内容となっているか。	10
7	・実施体制は適当か。 ・業務遂行する上で十分な実績があるか。	10
	合 計	100

7 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企 画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他

- (1)次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合 ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6)業務の実施にあたり、第三者(北陸三県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、北陸三県に帰属するもの とします。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面(電子メールへの添付)をもって通知します。